

上場ベンチャーファンドの運用資産等に関する開示基準の見直しに係る
有価証券上場規程等の一部改正について

2024年2月29日
株式会社東京証券取引所

I 改正趣旨

当取引所は、有価証券上場規程等の一部改正を行い、本年3月29日から施行します（詳細については規則改正新旧対照表をご覧ください。）。

今回の改正は、投資者保護に留意しつつ、スタートアップへの資金供給の強化に向けて、上場ベンチャーファンドの運用資産等に関する開示基準について、所要の見直しを行うものです。

II 改正概要

1. 上場ベンチャーファンドの運用資産等に関する情報の開示

- 上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人及びベンチャーファンド資産運用会社（以下「上場ベンチャーファンド発行者等」といいます。）は、運用資産等に関する次の事項を、3か月ごとに1回開示しなければならないものとします。

- ① 上場後5年以内の株券等、上場後5年以内の継続保有株券等及び上場後5年を経過した継続保有株券等の銘柄
- ② 未公開株等及び未公開株等関連資産の発行者（以下「未公開企業」といいます。）の概要
- ③ 直近の運用状況及び短期的な運用方針
- ④ 上場後5年を経過した継続保有株券等の保有理由及び運用方針
- ⑤ 当該上場ベンチャーファンドの1口当たり純資産額

※ 未公開企業の概要において、未公開企業の直前期及び直前々期に係る売上高、経常利益、当期純利益及び配当総額については、その理由を注記することを前提に、記載しないことができるものとします。

- 上場ベンチャーファンド発行者等は、上場ベンチャーファンドが上場後6か月以内に上場審査の形式要件の1つである運用資産等の比率を満たすことが見込まれる場合により上場するときには本運用資産等の比率を満たすまで又は運用資産等の比率を満たさず

（備考）

- 有価証券上場規程（以下「規程」という。）第1312条第5項、有価証券上場規程施行規則（以下「規則」という。）別添8

- 規程第1312条第6項、規則第1326条第5項

猶予期間入りした場合における猶予期間内は、上記①から④までの事項を、月1回開示しなければならないものとします。

2. その他

- ・ その他所要の改正を行います。

Ⅲ 施行日

- ・ 本年3月29日から施行します。

以 上